

立川市公契約条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、立川市公契約条例（令和7年立川市条例第〇号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(特定公契約の適用範囲)

第3条 条例第2条第3号に定める特定公契約の範囲は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 予定価格が150,000,000円以上の工事又は製造の請負契約
- (2) 予定価格が10,000,000円以上の工事及び製造以外の請負契約並びに業務委託契約のうち、次に掲げるもの
 - ア 立川市放課後子ども教室くるプレ
 - イ 学校用務業務
 - ウ 建物清掃業務
 - エ 警備業務（機械警備業務を除く。）及び施設の受付業務
 - オ 一般廃棄物（家庭ごみに限る。）の収集運搬業務
 - カ 街路樹等の維持管理業務

(3) 指定管理協定のうち、別表に掲げる施設の管理に係る協定

2 前項各号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第4項に規定する選定事業に係る契約については、前項第2号の定めによる契約に相当する契約部分に限り、特定公契約として取り扱うものとする。

(時間以外の期間又は出来高払制その他の請負制における労働報酬の換算方法)

第4条 条例第6条第3項に規定する規則で定める方法は、最低賃金法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第2条の規定を準用する。

(労働条件の報告)

第5条 条例別表5の項に規定する報告は、特定労働者等の労働条件等に関する事項の報告書（第1号様式）により、市長が指定する日までに行わなければならない。

2 特定受注者は、前項の規定により報告した事項に変更があったときは、速やかに市長

に報告しなければならない。

(特定労働者等の申出)

第6条 条例第9条の規定による申出は、労働報酬に係る申出書（第2号様式）により行うものとする。

(報告の請求等及び立入調査)

第7条 市長は、条例第11条第1項に規定する報告又は資料の提出を求めるときは、報告又は資料の提出要求書（第3号様式）により行うものとする。

2 特定受注者又は特定受注関係者は、前項の規定による報告の請求があったときは、労働報酬に係る申出に対する報告書（第4号様式）により、市長が指定する日までに報告しなければならない。

3 市長は、条例第11条第1項の規定により立入調査を実施しようとするときは、立入調査通知書（第5号様式）により特定受注者又は特定受注関係者にあらかじめ通知するものとする。

4 条例第11条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書（第6号様式）とする。

5 市長は、第3項に規定する立入調査の結果について、立入調査結果通知書（第7号様式）により特定受注者又は特定受注関係者に通知するものとする。

(是正措置)

第8条 市長は、条例第12条第1項の規定により是正措置を命ずるときは、是正措置命令書（第8号様式）により行うものとする。

2 特定受注者は、条例第12条第2項の規定により是正措置を講じたときは、是正措置報告書（第9号様式）により、市長が指定する日までに報告しなければならない。

(公表)

第9条 条例第13条第1項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項を市のホームページへ掲載する等の方法により行うものとする。

- (1) 特定公契約の件名及び締結の日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る公の施設の名称及び指定管理者の指定の日）
- (2) 特定受注者又は特定受注関係者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (3) 特定公契約を解除した場合にあっては、その日（指定管理協定にあっては、当該指定管理協定に係る指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全

部若しくは一部の停止を命じた日）及びその理由

- (4) 特定公契約の契約期間の終了後又は指定管理協定により指定管理者に管理を行わせる期間の満了後に条例の規定に違反していたことが判明した場合にあっては、当該違反の内容

- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
(会長)

第10条 条例第14条第1項に規定する立川市公契約審議会（以下「審議会」という。）に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
(会議)

第11条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
4 審議会は、公開とする。
5 会議の非公開については、立川市審議会等会議公開規則（平成12年立川市規則第8号）第4条の規定を適用するものとする。
6 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
7 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

(守秘義務)

第12条 審議会の委員及び前条第6項の規定により審議会に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、行政管理部品質管理課において処理する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただ

し、第10条から第13条までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例は、施行日以後に公告等を行う契約、立川市公の施設指定管理者の指定
手続等に関する条例（平成17年立川市条例第24号）第2条の規定により指定管理者の候
補者の募集を行う指定管理者の指定又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の
促進に関する法律第8条第1項の規定により民間事業者の選定に係る募集を行う契約に
ついて適用する。

別表（第3条関係）

立川市柴崎図書館
立川市上砂図書館
立川市幸図書館
立川市西砂図書館
立川市多摩川図書館
立川市高松図書館
立川市錦図書館
立川市若葉図書館